

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係わる落札及び契約締結は、当該契約に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

令和8年1月29日

支出負担行為担当官

国土交通省航空局長 宮澤 康一

◎ 調達機関番号 020 ◎ 所在地番号 13
○ 第2021号

1. 履行概要

- (1) 品目分類番号
71 27
- (2) 契約件名
令和8年度管制データ交換処理システム(ADEX)アプリケーション保守
- (3) 履行場所
別添仕様書による
- (4) 履行内容等
別紙のとおり
- (5) 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (6) 電子調達システム対象
本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行うため、電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
なお、電子調達システムによりがたいため、入札書等を郵送等又は持参し、入札の参加を希望する者（以下「紙入札による参加を希望する者」という。）は、その承諾願いを支出負担行為担当官国土交通省航空局長（以下「支出負担行為担当官」という。）に提出することで、入札に参加することの承諾を得ることができる。
- (7) 総合評価落札方式による実施
本案件は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により実施する。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA又はB等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者であること。）。
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年3月31日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年

法律第88号)の規定(第3章第4節を除く。)又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。)

(5) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)

(6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

但し(3)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。

(7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限から開札日までの間に、国土交通省航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付け空経第386号)に基づく指名停止を受けていない者であること(但し、中小企業等協同組合法又は特別の法律によって設立された組合又は連合会にあっては、当該組合又は連合会の構成員のうち、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている構成員がいる場合、当該構成員を、本契約の履行期間中、本業務に従事させないこと。)

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 3.(2)により入札説明書等の交付を直接受けた者であること。

(10) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること(詳細については別紙を参照。)

3. 入札手続き方法等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 中央合同庁舎第三号館
国土交通省航空局予算・管財室契約係
TEL 03-5253-8111(内線 48656)

(2) 入札説明書等の交付方法

(a) 本日より令和8年3月2日までの間、電子調達システムにて交付する。

(b) (a)の交付によりがたい場合、本日より令和8年3月2日まで(但し、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。)の10時00分から17時00分までの間に、(1)に事前連絡をしたうえで、(1)の場所において無償で交付を受けることができる。

なお、(1)以外の場所で、入札説明書の交付を受けたい場合は、(1)に事前連絡のうえ、国土交通省航空局管内の航空交通管制部等において無償で交付を受けることができる。

また、郵送等により、入札説明書の交付を受けたい場合は、(1)に事前連絡のうえ、入札説明書の交付を受けたい者の負担による着払い郵送等により、交付を受けることができる。

但し、FAX 又は電子メールにより入札説明書の交付を受けることはできない。

(3) 申請書及び資料等の提出期限

上記(2)で交付する入札説明書の指示に従い、入札説明書に添付する様式を使用したうえで、以下の提出期限までに提出すること。

令和8年3月3日 14時00分まで

(a) 電子調達システムによる者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(5)に掲げるURLに提出しなければならない。

(b) 紙入札による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出(提出期限までに必着とする。)しなければならない。

(4) 入札書の提出期限

(a) 電子調達システムにより入札する場合は、下記(6)の開札日の前日(休日を除く。)

の令和8年3月27日 16時00分までに下記(5)に掲げるURLから入札しなけ

ればならない。

(b) 郵送等により入札書を提出する場合は、信書便（郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。）により(1)に入札書を送付することとし、下記(6)の開札日の前日（休日を除く。）の令和8年3月27日までに必着とする。

(c) 持参により入札書を提出する場合は、下記(6)の開札日時及び場所に入札書を持参し、提出しなければならない。

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

電子調達システム ヘルプデスク TEL 0570-000-683

(6) 開札日時及び場所

① 開札日時：令和8年3月30日 11時30分

② 開札場所：国土交通省航空局入札室に集合すること

※入札室には原則、開札の10分前から入室可能。

（開札場所が不明である場合は開札時間前までに3．（1）に申し出ること。）

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札参加者に要求される事項

開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。

なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、本案件に参加することができない。

(4) 競争参加資格の確認

本案件の参加希望者は2．に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、2．(3)に掲げる事項を満たしていない者も申請書及び資料を提出することができるが、2．(1)、(2)及び(4)から(10)に掲げる事項を満たしている時は、開札日において、2．(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格が有ることを確認するものとする。

但し、当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札日において2．(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

(5) 入札の無効

2．に掲げる資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札説明書（仕様書等添付書類を含む。）及び国土交通省航空局競争契約入札者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札時において2．に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

(6) 入札方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札価格とする。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合には、原則として予決令第99条の2の規程に基づく随意契約には移行しない。

(7) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者が2者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) その他詳細

入札説明書による。

5. Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: MIYAZAWA Koichi, Director-General, Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
- (2) Classification of the services to be procured: 71 27
- (3) Subject matter of the contract: Application support service of ATC Data Exchange System.
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 2:00 P.M. March. 3, 2026
- (5) Time-limit for the submission of tenders
 - ① By electronic bidding system or mail: 4:00 P.M. March. 27, 2026
 - ② By tenders should be brought with: 11:30 A.M. March. 30, 2026
- (6) Contact point for tender documentation: 2-1-3 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100-8918 Japan TEL 03-5253-8111 (EX 48655)

○ 履行内容等について

1. (3)履行内容等とは、下記に掲げる内容とする。

航空保安業務で運用されるプログラムの安定稼働を維持するため、当該システムのアプリケーション保守を行う。

○ 支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項について

2. 競争参加資格(10)の「予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官国土交通省航空局長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、下記に掲げる事項とする。

なお、当該契約の入札に参加するためには、2. 競争参加資格の各要件及び下記に掲げる事項を全て満たす者であること。

- 1. 業務実績

航空交通管制情報処理システム(*1)に関する設計、製造、運用支援及び保守又は航空交通管制情報処理システムと同等の設計要件を満たす高品質・高信頼性を有するシステム(*2)に関する設計、製造、運用支援等の実績。

*1:「航空交通管制情報処理システム」とは、国土交通省ホームページ「航空交通管制情報処理システム」に掲げるシステム等をいう。

*2:「同等の設計要件を満たす高品質・高信頼性を有するシステム」とは、「情報通信」、「金融」、「航空」、「鉄道」、「電力」、「ガス」、「医療」、「水道」などの重要インフラに関わるシステムをいう。

- 2. 業務実施体制

次に掲げる資料を提出すること。

(1) アプリケーション保守の年間工程及び工程管理体制

(2) アプリケーション保守実施体制(人員構成、作業責任者及びその資格、連絡窓口)

- 3. 技術等に関すること

当該事項は技術提案書により審査を行うため、技術提案書の内容について事実と相違しないこと。総合評価基準の評価項目に定める下記の「必須項目」を全て満たすことを条件とする。

(詳細は仕様書、総合評価基準を参照)

・保守要件

- ①本プロジェクトの位置づけと目的、スケジュール及び取組方針に関する確認
- ②仕様書第2.2項の要件に関する確認
- ③仕様書第4項の規定に関する確認
- ④仕様書第3.1項の作業内容に関する確認
- ⑤仕様書第3.2項の規定に関する確認
- ⑥仕様書第3.3項の規定に関する確認
- ⑦仕様書第3.4.1～3.4.3項の規定に関する確認
- ⑧仕様書第3.5項の規定に関する確認
- ⑨仕様書第3.6項の規定に関する確認
- ⑩仕様書第3.7項の規定に関する確認